

事後調査について

1 現状の規定（市条例）

「事後調査」：環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に、当該環境の状況の把握のために行う調査

「事後調査報告書」：事後調査の項目、手法及び対象とする地域、結果等を記載

事後調査の必要性の判断基準・・・現在の運用（法と同じ）

環境への影響の重大性に応じて、

- ① 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合

具体例

- ① 騒音の予測において、予測式の適用距離範囲を超える地点で予測を行う場合。
- ② 効果に係る十分なデータの蓄積がない新技術により、環境保全措置を講ずる場合。
- ③ 事業用地周辺に希少な動物の営巣地があることが分かっており、工事実施段階において詳細な生息状況調査を行い、具体的な工事実施時期・時間帯等を定める場合。
- ④ 重要な植物の移植による代償措置を講ずる場合。

2 環境影響評価法の改正内容

以下の規定が追加された。

(1) 環境保全措置等の報告等[第38条の2]

事業者は、以下について当該事業の実施において講じたものに係る報告書を作成しなければならない。

① 環境の保全のための措置

回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る。

環境省令（予定）

- (1) 重要な動植物の移植・移動等や生息・生育環境の創出・再生等の環境保全措置
- (2) 法令により指定されている特に重要な動植物に係る環境保全措置
- (3) 上記のほか、回復困難な保全対象が周辺にある場合に行う効果が確実でない環境保全措置
(出典「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」)

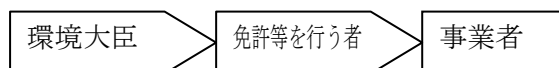
② 事後調査の結果

③ 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置

(2) 報告書の送付及び公表[第38条の3]

- ・事業者は当該事業の免許等を行うものへ報告書を送付
- ・免許等を行うものは環境大臣へ送付
- ・関係地域において公表。（当該地域を管轄する地方自治体に対し報告書を送付。）

- (3) 環境大臣の意見[第 38 条の 4]・免許等を行う者の意見[第 38 条の 4]
- ・環境大臣は、必要に応じ免許等を行う者等へ意見を述べる
 - ・免許等を行う者は環境大臣の意見を勘案し事業者へ意見を述べる



- (4) 報告書の作成時期[基本的事項]
- 事業（建設工事）が終了した段階で 1 回作成することを基本とする。

- (5) 事後調査の終了[基本的事項]
- 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断にあたっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとする。

3 改正法と現行の札幌市条例の主な相違点

項 目	改正法	市条例
報告書の記載内容	・ 環境保全措置の実施状況 ・ 事後調査の結果 ・ 事後調査の結果に基づき講じた環境保全措置の内容	・ 環境保全措置の実施状況 ・ 事後調査の結果 ・ 事後調査の結果に基づき講じた環境保全措置の内容
事後調査計画の記載	評価書に記載する	評価書に記載する
報告書作成時期	事業（工事）終了後 1 回	事業者が決定し、評価書に記載
知事及び関係市町村長への報告書の送付	○	○
住民への公表	○	○
住民意見の提出	×	○
住民意見に対する事業者見解書の作成・公表	×	×
自治体から事業者への意見提出	（事業の免許等を行う者が意見を提出）	×
自治体からの意見提出に際しての審議会関与	×	×

4 他都市の状況（報告・公表等の対象とする環境保全措置等）

対 象 と す る 環 境 保 全 措 置 等		団体数	札幌市
1	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合（「予測の不確実性の程度が大きい場合を含む」）	37	○
2	効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合	38	○
3	環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合	17	○
4	効果の不確実性の程度を踏まえて、事後調査が必要と認められる代償措置を講ずる場合	16	○
5	その他 ・ 原則、すべての項目（「環境影響がないか極めて小さい場合を除く」等としている条例を含む） ・ 効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合 ・ 環境影響を受けやすい地域で実施する場合 ・ 環境保全を目的として法令等により指定された地域で実施する場合 ・ 環境が既に著しく悪化し又は著しく悪化するおそれがある地域で実施する場合	各 10 以下	

*全62団体の環境影響評価に関する条例、施行規則、技術指針に基づき作成（一部省略、要約）

出典：環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する検討委員会 資料より

4 現行の市条例における課題（検討項目）

- ① 事後調査の必要性の判断基準について
- ② 住民意見に対する事業者見解書について
- ③ 事後調査報告書に対して市長意見について
- ④ 審議会の事後調査報告書への関与について

5 手続フロー図

